

令和6年(2024年)4月17日付け札幌市告示第1700号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)4月25日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1700号別表の工事番号「24(下)第0051号」工事名「拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2403005111
1	工事（業務）番号		24（下）第 0051 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事
		工事（履行）場所	札幌市北区あいの里4条10丁目1-1
		工事（業務）内容	管理棟の外壁改修及び鋼製建具改修工事を行う。
		工期（履行期間）	着手の日から令和7年01月22日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和6年5月29日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和6年05月13日（08時00分～20時00分） 令和6年05月14日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和6年05月15日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	下）事業推進部施設保全課
		電話番号	011-818-3443

工事名 拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事

一金 工事請負費 円

内訳 工事価格 円

消費税等相当額 円

工 事 説 明 書

1. 施工場所

札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号

2. 工事概要

下記工事を行う

管理棟の外部塗装（≒ 2,080㎡）、建具の改修工事

3. 工 期

契約書に示す着手の日から

令和7年1月15日まで

（共通費の算定に用いる工期 8.2 ヵ月）

※「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」における措置を踏まえた
営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）を
適用する。

参考 URL : <https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/tanka/tanka.html>

工事名 拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事

一金 工事請負費 円

内訳 工事価格 円

消費税等相当額 円

工 事 説 明 書

1. 施工場所

札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号

2. 工事概要

下記工事を行う

管理棟の外部塗装（≒ 2,080㎡）、建具の改修工事

3. 工 期

契約書に示す着手の日から

令和7年1月22日まで

（共通費の算定に用いる工期 8.2 ヵ月）

※「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」における措置を踏まえた
営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）を
適用する。

参考 URL : <https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/tanka/tanka.html>

I. 工事概要

- 1 工事名称 令和6年度 拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事
- 2 工事場所 北海道札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
- 3 工事内容
 - ・管理棟の外壁改修工事
 - ・汚泥処理棟のトップライト改修工事

工事種目	改修工事	用途地域等	
構造／階数	管理棟 RC造/地下4階 地上2階	敷地面積	
延べ面積	管理棟 5,050.762㎡		

- 4 工期 契約に示す着手日から **令和 7 年 1 月 15 日まで**
- 5 部分引渡し 部分引渡しの時期 : 令和 年 月 日まで
部分引渡しの範囲 :
- 6 別途工事
本工事に関係のある工事は下記のとおりである。
 - ・機械設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 - ・電気設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 - ・外構工事 ()令和 年 月 旬着手予定

II. 建築工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(工事着手日時点の最新版を適用)」による。
- 2 特記仕様
 - (1)項目は、番号に□印のついたものを適用する。
 - (2)特記事項は△印のついたものを適用する。
□印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
△印と※印のついた場合は共に適用する。
- 3 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書、(標)内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1章 共通事項

01 適用基準類	<p>工事着手日時点の最新版を適用する。</p> <p>□建築工事標準詳細図【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>□工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編)【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>□公共建築工事標準仕様書(建築工事編)【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>・寒中コンクリート施工指針・同解説【日本建築学会】</p> <p>※(参考資料) 建築改修工事監理指針上巻・下巻【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>※(参考資料) 建築工事監理指針上巻・下巻【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>・札幌市土木工事共通仕様書(最新版)</p> <p>・下水道管渠工事仕様書(最新版)</p> <p>・コンクリート標準示方書</p> <p>(1) ISO認証取得 受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するとき、下記(ア)から(カ)までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。</p> <p>(ア) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し</p> <p>(イ) ISO9001の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書)</p> <p>(ウ) 工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類</p> <p>(エ) ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類</p> <p>ただし、(ア)で内容が確認できる場合は(ウ)、(エ)は不要</p> <p>(2) 活用工事の取消しの申出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出なければならない。</p> <p>(3) 活用工事の取扱いの中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムの取扱い (ア) 受注者は、品質マネジメントに基づき作成する品質計画に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を、施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。(a) 検査計画及び確認・立会計画</p> <p>(b) 各監視・測定(検定)の担当者及び承認者、資格</p> <p>(c) 当該工事現場に対する内部監査計画</p> <p>(d) 監視機器及び測定機器監理計画</p> <p>(e) トレーサビリティ管理計画</p> <p>(f) 不適合管理計画</p> <p>(イ) 特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用する。</p> <p>(5) 工事管理 工事管理に当たっては「公共建築におけるISO9001:2000適用 建築工事施工管理要領(公共建築協会)」を参考とする。</p>
02 ISO9001の適用について	
03 石綿含有建材の事前調査等 (1.5.1)	<p>(1) 調査範囲 ※全建材(解体等の作業に係る部分に限る。)</p> <p>・その他()</p> <p>(2) 既存設計図書等の貸与 □既存設計図書 □成分分析調査報告書(含有建材は図示による) □石綿事前調査等結果報告書(アスベスト調査票)</p> <p>(3) 調査方法 ※書面調査及び現地での目視調査 ・成分分析調査 調査部位() ()ヶ所 ・JIS A 1481-1 ・JIS A 1481-2 ・JIS A 1481-3 ・JIS A 1481-4</p> <p>(4) 調査時の注意 構造上目視により確認することが困難な建材については、目視により確認することが可能となった段階で事前調査を行うこと。 石綿含有建材の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着するとともに必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行うこと。 新たに石綿含有建材と疑わしきものを発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員に報告及び必要な措置について協議すること。</p> <p>(5) 調査結果の報告等 事前調査が完了した際は、石綿則及び大防法に基づき、以下のとおり各種報告等を行うこと。 (ア) 監督職員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。 (イ) 労働基準監督署及び札幌市(環境局)に事前調査の結果等について報告を行うこと。 (ウ) 事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。</p>

04 公共建築物の環境配慮	<p>(6) 変更の協議等 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。また、石綿事前調査等結果報告書の内容を更新し、監督職員に提出すること。</p> <p>(7) 作業完了の報告 大防法に基づき、特定粉じん排出等作業の完了後、監督職員に作業結果を書面で報告すること。</p> <p>工事の施工に当たっては、本市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。</p>
05 グリーン購入	<p>「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努める。(1.4.1)</p> <p>また、当該材料等を購入した場合、種別、数量等を監督職員に報告する。加えて、資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努める。</p> <p>(1) 再生グリーン購入の購入施設名(以下の章共通)</p> <p>札幌リサイクル骨材㈱ (東区中沼町 45 番地 26)</p> <p>小橋北豊㈱ (南区石山 230 番地)</p> <p>札幌環境資材センター (手稲区曙 5 条 5 丁目 110 番地 18)</p> <p>榊松原産業 (白石区川下 2111 番地 3)</p> <p>野田工業㈱ (中央区盤渓 264 番地)</p> <p>(2) 汚泥再生材の購入施設名(以下の章共通)</p> <p>機大伸 (厚別区厚別町山本 1064 番 72)</p> <p>オデッサ・テクノス㈱ (東区北丘珠 1 条 3 丁目 654 番地)</p> <p>購入条件、購入時期等については、当施設と事前に協議する。</p>
06 施工条件	<p>・施工時間 :9:00～17:00 (1.3.5)</p> <p>・施工順序 :監督員との協議による</p> <p>・工事用車両駐車場 :監督員との協議による</p> <p>※屋内外に関わらず敷地内は全面禁煙とする(現場事務所、駐車場含む)</p> <p>・その他施工条件 :稼働しながらの施工となるので監督員の指示による</p>
07 電気工作物の種別及び電気保安技術者	<p>・置く(種別) ※置かない (1.3.3)</p> <p>電気保安技術者は、監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行う。</p>
08 組合等の活用	<p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需適格組合等の活用による。</p>
09 建築材料等	<p>「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」(社)公共建築協会編集)により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質等資料の提出を省略することができる。(1.4.2)</p>
10 道産材の使用	<p>本工事に使用する主要資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で、規格品質等が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努める(木材および木材製品は除く。)</p>
11 地域材の使用	<p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材(道内の森林で産出され、道内で加工された木材)を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督職員に報告する。</p>
12 木材資源の有効利用と合理化	<p>地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るため、型枠合板、仮設資材等の合理的使用に努める。 製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。(1.4.2)</p>

13 技能士	<p>技能士の適用は以下とする。ただし、作業が容易な場合は監督職員の承諾を受けて省略することができる。(17.2)</p> <p>指定職種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>□とび</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>□樹脂接着剤注入施工 □左官 □タイル張り</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>□サッシ施工 □ガラス施工 □自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>□塗装</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>・配管 ・路面標示施工 ・造園</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	仮設工事	□とび	防水改修工事	□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)	外壁改修工事	□樹脂接着剤注入施工 □左官 □タイル張り	建具改修工事	□サッシ施工 □ガラス施工 □自動ドア施工	内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り	カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工	塗装工事	□塗装	耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび	環境配慮改修工事	・配管 ・路面標示施工 ・造園
工事種目	技能検定職種																				
仮設工事	□とび																				
防水改修工事	□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)																				
外壁改修工事	□樹脂接着剤注入施工 □左官 □タイル張り																				
建具改修工事	□サッシ施工 □ガラス施工 □自動ドア施工																				
内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り																				
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工																				
塗装工事	□塗装																				
耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび																				
環境配慮改修工事	・配管 ・路面標示施工 ・造園																				
14 特別な材料の工法	<p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)又は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該製品の指定工法によることができる。</p>																				
15 特許権等	<p>特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。(1.1.11)</p> <p>札幌市建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工工法等。 ・特許権等の種類()</p>																				
16 火災保険	<p>付保する保険：工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。 保険の期日：始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期～しゅん功期限+14日以上</p>																				
17 法定外の労災保険の付保	<p>(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付す。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督職員へ提出する。 労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。 また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。</p>																				
18 工事現場の安全衛生管理																					
19 公衆災害の防止及び安全管理	<p>受注者は建築工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。</p>																				
20 交通安全及び公害対策	<p>(1) ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。</p> <p>(2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。</p>																				
【配置条件】																					

I. 工事概要

- 1 工事名称 令和6年度 拓北水再生プラザ管理棟外部改修工事
- 2 工事場所 北海道札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
- 3 工事内容
 - ・管理棟の外壁改修工事
 - ・汚泥処理棟のトップライト改修工事

工事種目	改修工事	用途地域等	
構造／階数	管理棟 RC造/地下4階 地上2階	敷地面積	
延べ面積	管理棟 5,050.762㎡		

4 工期 契約に示す着手日から **令和 7 年 1 月 22 日まで**

5 部分引渡し 部分引渡しの時期 : 令和 年 月 日まで
部分引渡しの範囲 :

- 6 別途工事
本工事に関係のある工事は下記のとおりである。
 - ・機械設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 - ・電気設備工事()令和 年 月 旬着手予定
 - ・外構工事 ()令和 年 月 旬着手予定

II. 建築工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(工事着手日時点の最新版を適用)」による。
- 2 特記仕様
 - (1)項目は、番号に□印のついたものを適用する。
 - (2)特記事項は□印のついたものを適用する。
□印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
□印と※印のついた場合は共に適用する。
- 3 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書、(標)内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1章 共通事項

<p>01 適用基準類</p> <p>02 ISO9001の適用について</p> <p>03 石綿含有建材の事前調査等 (1.5.1)</p>	<p>工事着手日時点の最新版を適用する。</p> <p>□建築工事標準詳細図【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>□工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編)【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>□公共建築工事標準仕様書(建築工事編)【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>・寒中コンクリート施工指針・同解説【日本建築学会】</p> <p>※(参考資料) 建築改修工事監理指針上巻・下巻【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>※(参考資料) 建築工事監理指針上巻・下巻【国土交通大臣官房官庁営繕部監修】</p> <p>(1) ISO認証取得 受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記(ア)から(エ)までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。 (ア) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し (イ) ISO9001の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書) (ウ) 工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類 (エ) ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類 ただし、(ア)で内容が確認できる場合は(ウ)、(エ)は不要</p> <p>(2) 活用工事の取消しの申し出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出なければならない。</p> <p>(3) 活用工事の取扱いの中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムの取扱い (ア) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を、施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。(a) 検査計画及び確認・立会計画 (b) 各監視・測定(検定)の担当者及び承認者、資格 (c) 当該工事現場に対する内部監査計画 (d) 監視機器及び測定機器監理計画 (e) トレーサビリティ管理計画 (f) 不適合管理計画 (イ) 特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用する。</p> <p>(5) 工事管理 工事管理に当たっては「公共建築におけるISO9001:2000適用 建築工事施工管理要領(公共建築協会)」を参考とする。</p> <p>(1) 調査範囲 ※全建材(解体等の作業に係る部分に限る。)・その他()</p> <p>(2) 既存設計図書等の貸与 □既存設計図書 □成分分析調査報告書(含有建材は図示による) □石綿事前調査等結果報告書(アスベスト調査票)</p> <p>(3) 調査方法 ※書面調査及び現地での目視調査 ・成分分析調査 調査部位(X ヲ所) ・JIS A 1481-1 ・JIS A 1481-2 ・JIS A 1481-3 ・JIS A 1481-4</p> <p>(4) 調査時の注意 構造上目視により確認することが困難な建材については、目視により確認することが可能となった段階で事前調査を行うこと。 石綿含有建材の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着するとともに必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行うこと。 新たに石綿含有建材と疑わしきものを発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員に報告及び必要な措置について協議すること。</p> <p>(5) 調査結果の報告等 事前調査が完了した際は、石綿則及び大防法に基づき、以下のとおり各種報告等を行うこと。 (ア) 監督職員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。 (イ) 労働基準監督署及び札幌市(環境局)に事前調査の結果等について報告を行うこと。 (ウ) 事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。 (6) 変更の協議等 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。また、石綿事前調</p>
---	---

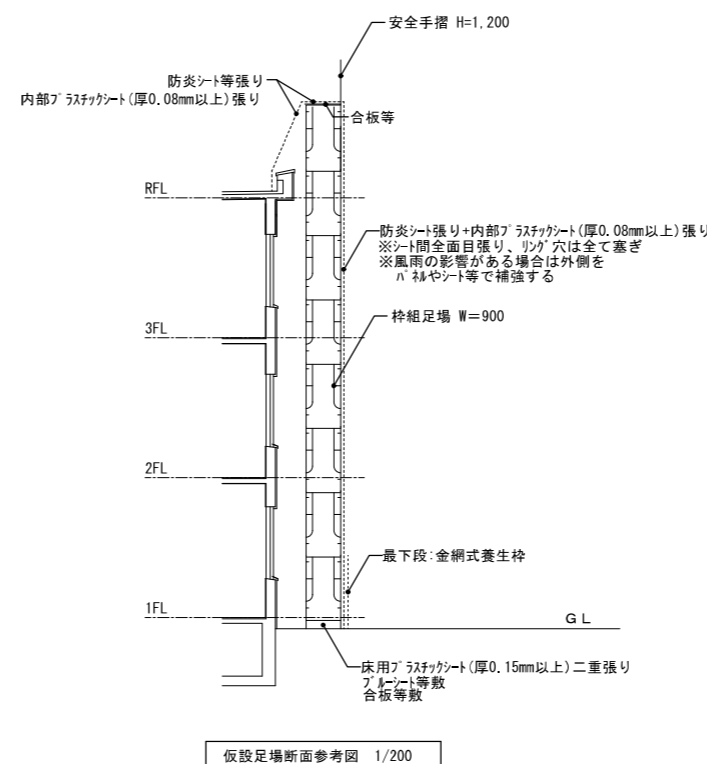
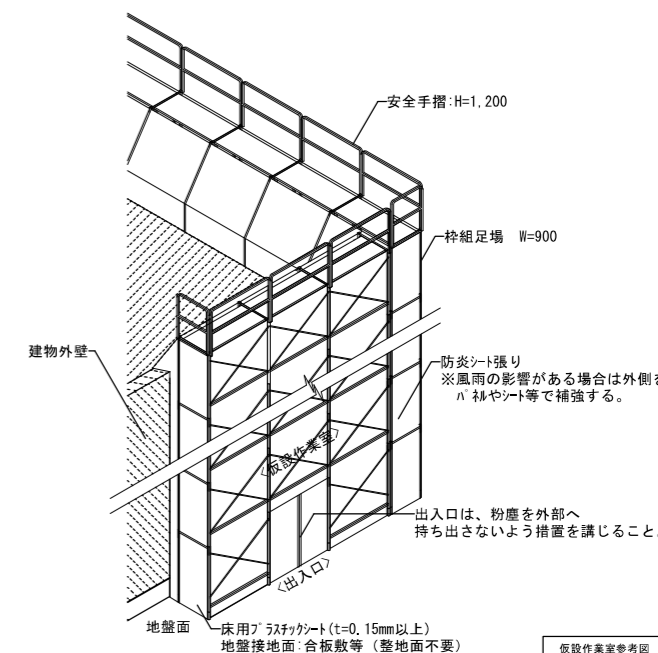
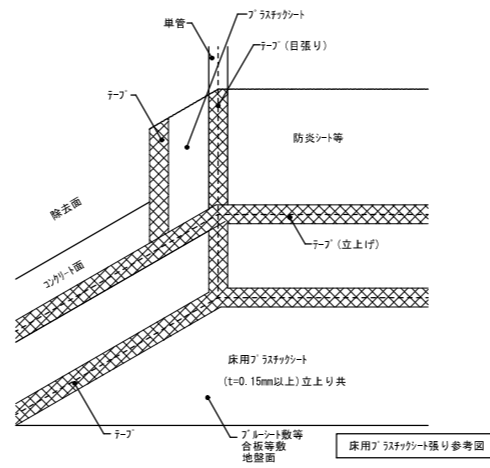
<p>04 公共建築物の環境配慮</p> <p>05 グリーン購入</p> <p>06 施工条件</p> <p>07 電気工作物の種別及び電気保安技術者</p> <p>08 組合等の活用</p> <p>09 建築材料等</p> <p>10 道産材の使用</p> <p>11 地域材の使用</p> <p>12 木材資源の有効利用と合理化</p>	<p>査等結果報告書の内容を更新し、監督職員に提出すること。</p> <p>(7) 作業完了の報告 大防法に基づき、特定粉じん排出等作業の完了後、監督職員に作業結果を書面で報告すること。</p> <p>工事の施工に当たっては、本市の「環境方針」札幌市公共建築物環境配慮ガイドラインの意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。</p> <p>「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努める。(1.4.1)</p> <p>また、当該材料等を購入した場合、種別、数量等を監督職員に報告する。 加えて、資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努める。</p> <p>(1) 再生グリーン購入の購入施設名 (以下の章共通) 札幌リサイクル骨材株式会社 (東区中沼町 45 番地 26) 小橋北豊株式会社 (南区石山 230 番地) 札幌環境資材センター (手稲区曙 5 条 5 丁目 110 番地 18) 榊松原産業株式会社 (白石区川下 2111 番地 3) 野田工業株式会社 (中央区盤渓 264 番地)</p> <p>(2) 汚泥再生材の購入施設名(以下の章共通) 榊大伸株式会社 (厚別区厚別町山本 1064 番 72) オデッサ・テクノス株式会社 (東区北丘珠 1 条 3 丁目 654 番地)</p> <p>購入条件、購入時期等については、当施設と事前に協議する。</p> <p>・施工時間 :9:00～17:00 (1.3.5)</p> <p>・施工順序 :監督員との協議による</p> <p>・工事用車両駐車場 :監督員との協議による ※屋内外に関わらず敷地内は全面禁煙とする(現場事務所、駐車場含む)</p> <p>・その他施工条件 :稼働しながらの施工となるので監督員の指示による</p> <p>・置く(種別) ※置かない (1.3.3) 電気保安技術者は、監督職員からの指示に従い電気工作物の保安業務を行う。</p> <p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需適格組合等の活用を努める。</p> <p>「建築材料・設備機材等品質性態評価事業 建築材料等評価名簿」(社)公共建築協会編集)により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質等資料の提出を省略することができる。(1.4.2)</p> <p>本工事に使用する主要資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で、規格品質等が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努める(木材および木材製品は除く。)</p> <p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材(道内の森林で産出され、道内で加工された木材)を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督職員に報告する。</p> <p>地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るため、型枠合板、仮設資材等の合理的使用に努める。 製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。(1.4.2)</p>
---	--

<p>13 技能士</p> <p>14 特別な材料の工法</p> <p>15 特許権等</p> <p>16 火災保険</p> <p>17 法定外の労災保険の付保</p> <p>18 工事現場の安全衛生管理</p> <p>19 公衆災害の防止及び安全管理</p> <p>20 交通安全及び公害対策</p>	<p>技能士の適用は以下とする。ただし、作業が軽易な場合は監督職員の承諾を受けて省略することができる。(17.2)</p> <p>指定職種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>□とび</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>□樹脂接着剤注入施工 □左官 ・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>□サッシ施工 □ガラス施工 ・自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード 仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>□塗装</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>・配管 ・路面標示施工 ・造園</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)又は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該製品の指定工法によることができる。</p> <p>特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。(1.1.11) 札幌市建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工工法等。 ・特許権等の種類()</p> <p>付保する保険 : 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。 保険の期日 : 始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期～しゅん工工期+14日以上</p> <p>(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付す。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督職員へ提出する。 労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。 また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。</p> <p>受注者は建築工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。</p> <p>(1) ダンプトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スカルプーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。 (2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。</p> <p>【配置条件】</p>	工事種目	技能検定職種	仮設工事	□とび	防水改修工事	□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)	外壁改修工事	□樹脂接着剤注入施工 □左官 ・タイル張り	建具改修工事	□サッシ施工 □ガラス施工 ・自動ドア施工	内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード 仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り	カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工	塗装工事	□塗装	耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび	環境配慮改修工事	・配管 ・路面標示施工 ・造園
工事種目	技能検定職種																				
仮設工事	□とび																				
防水改修工事	□防水施工 □建築板金(内外装板金作業)																				
外壁改修工事	□樹脂接着剤注入施工 □左官 ・タイル張り																				
建具改修工事	□サッシ施工 □ガラス施工 ・自動ドア施工																				
内装改修工事	・建築大工 ・内装仕上施工(鋼製下地工作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・内装仕上施工(床、ボード 仕上) ・表装(壁装作業) ・左官 ・熱絶縁施工 □タイル張り																				
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工 ・サッシ施工 ・ガラス施工																				
塗装工事	□塗装																				
耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび																				
環境配慮改修工事	・配管 ・路面標示施工 ・造園																				

口外壁改修工事の作業方法

- 適用範囲

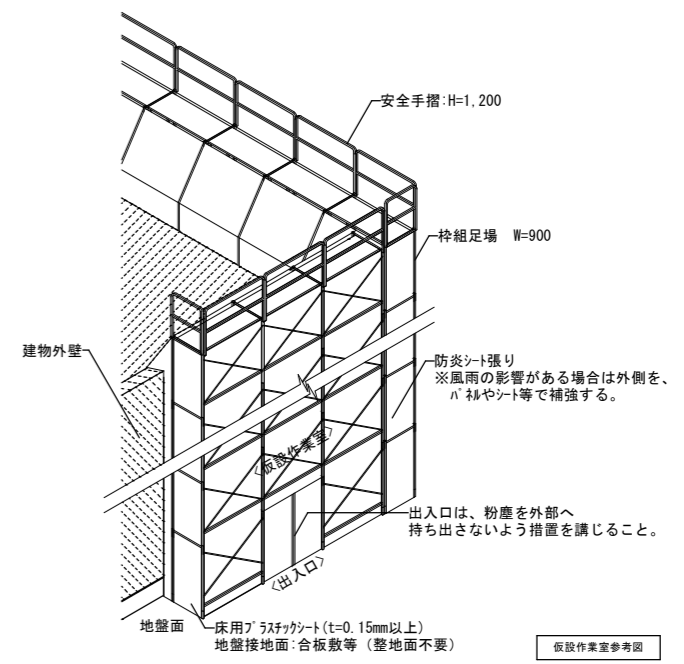
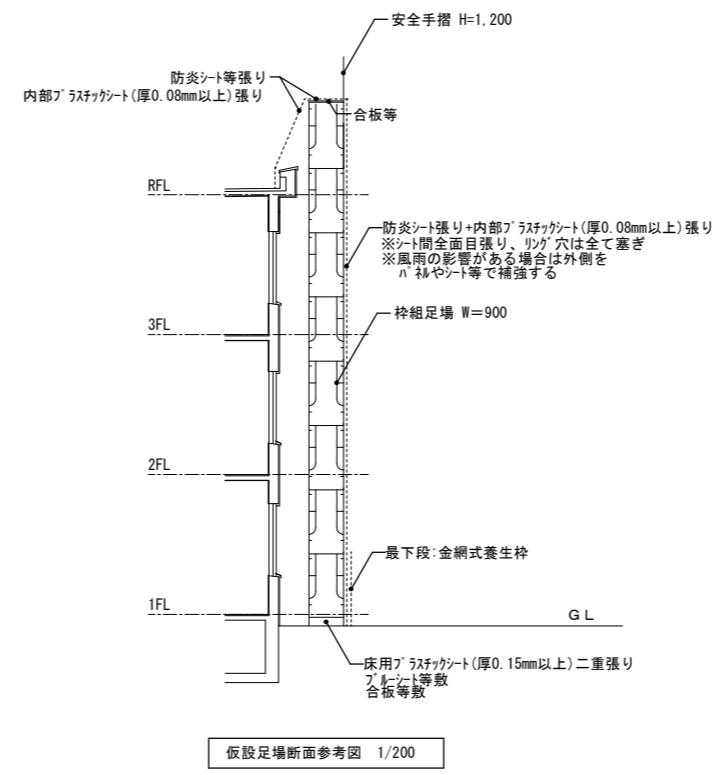
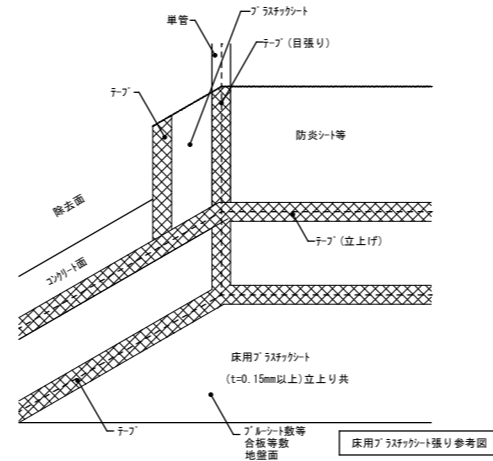
樹脂系塗材吹付け仕上げの外壁のうち、次の外壁について適用する。
樹脂系塗材吹付け仕上げにアスベストが含有していない場合で、下地調整材に含有している場合。
(仕上げ、下地調整材共に撤去を行う)
- 仮設作業室
 - 足場を組み屋根部分及び床面等を板等で補強して、除去する外壁を除く5面に防災シート等を張る。
アンカー作業（足場の壁つなぎの穿孔作業）
 - ・粉じんの飛散を防止する措置を講じて行うこと。
 - 床面には更にプラスチックシート（厚さ0.15mm以上）を2重に敷く（重ね幅500mm）。作業で発生する石綿を含む水等が漏えいしないように、床用のプラスチックシートは床面より500mm以上立ち上げておく。
 - 壁面（防災シート面）、天井面には更にプラスチックシート（厚さ0.08mm以上）にて養生を行う（重ね幅500mm）。
 - 縦目等はガムテープ等で目張りをし、風雨が吹き込まないような形状とする。
 - 出入口前には前室を設け、保護衣等に付着した粉じんを外部に持ち出さない措置を講じる。
(前室で高性能真空掃除機を用いて保護衣表面を吸引する。E7シャワ、前室の出入口はチャック付など)
- 保護衣
 - 呼吸用保護衣：防じんマスク（レベル1対応品）とする。
*樹脂系塗材の除去に使用する剥離剤は特定化学物質を含まないものとする。
 - 保護衣：保護衣とする。
- アンカー作業の手順（例）
 - 必要最小限の面積に防じん飛散抑制剤等を塗布する。
 - スクレーパー等の手工具を用いて手作業ではがす。
 - 飛散防止剤を塗布する。
 - 穿孔する。
 - アンカー作業時、直近風下にて石綿空气中濃度測定を実施する。（5-（1））
*高性能真空掃除機を使用して粉じんの飛散を抑えること。
- 仮設作業室撤去の手順
 - 石綿含有塗材吹付け部分が完全に除去されていることを確認する。
 - 高性能真空掃除機等を用いて清掃を行う。
 - 作業室内に水等を空中散布する。
 - 作業室内にて石綿空气中濃度測定を実施する。
 - 石綿空气中濃度測定結果が 1.0f/L 以下であることを確認して養生を撤去する。
*アスベスト粉じん濃度が 1.0f/L を超えた場合は、飛散抑制剤の空中散布や集じん・排気装置の設置・稼働などにより作業室内の石綿濃度を低下させ、1.0f/L 以下になったことを確認してから養生を撤去する。
- 外壁改修の方法
フローチャートによる
- 石綿含有塗材吹付けの除去方法
 - 仕上材・下地調整材はリグ-工法を使用して除去する。
 - 作業中は湿潤状態を保ち、剥がし取る。
 - 作業中、集じん・排気装置の排気口、直近外周及び前室出入口前にて石綿空气中濃度測定を実施する。
(5-(2)、5-(3)、5-(4))
 - 除去した石綿含有塗材吹付けは、湿潤状態で袋詰めを行い処分する。
除去により外壁材の切断面ができる場合：連続した外壁材の一部を除去する場合は、除去しない外壁の端（切断面）に飛散防止剤を塗布するなど、残す外壁材からの石綿の飛散を防止する措置をすること。
- 産業廃棄物処理
樹脂系塗材
- 非飛散性アスベストとして処分する。
 - 参考受入先：角山開発株式会社
届出等
関連法令に基づき適切に提出する。



□外壁改修工事の作業方法

- 1 適用範囲

樹脂系塗材吹付け仕上げの外壁のうち、次の外壁について適用する。
樹脂系塗材吹付け仕上げにアスベストが含有していない場合で、下地調整材に含有している場合。
(仕上げ、下地調整材共に撤去を行う)
- 2 仮設作業室
 - (1) 足場を組み屋根部分及び床面等を板等で補強して、除去する外壁を除く5面に防炎シート等を張る。
アンカー作業 (足場の壁つなぎの穿孔作業)
 - ・粉じんの飛散を防止する措置を講じて行うこと。
 - (2) 床面には更にプラスチックシート (厚さ0.15mm以上) を2重に敷く (重ね幅500mm)。作業で発生する石綿を含む水等が漏えいしないように、床用のプラスチックシートは床面より500mm以上立ち上げておく。
 - (3) 壁面 (防炎シート面)、天井面には更にプラスチックシート (厚さ0.08mm以上) にて養生を行う (重ね幅500mm)。
 - (3) 縦目等はガムテープ等で目張りをし、風雨が吹き込まないような形状とする。
 - (4) 出入口前には前室を設け、保護衣等に付着した粉じんを外部に持ち出さない措置を講じる。
(前室で高性能真空掃除機を用いて保護衣表面を吸引する。EPAワー、前室の出入口はチャック付など)
- 3 保護衣
 - (1) 呼吸用保護衣: 防じんマスク (レベル1対応品) とする。
*樹脂系塗材の除去に使用する剥離剤は特定化学物質を含まないものとする。
 - (2) 保護衣: 保護衣とする。
- 4 アンカー作業の手順 (例)
 - (1) 必要最小限の面積に粉じん飛散抑制剤等を塗布する。
 - (2) スクレーパー等の手工具を用いて手作業ではがす。
 - (3) 飛散防止剤を塗布する。
 - (4) 穿孔する。
*高性能真空掃除機を使用して粉じんの飛散を抑えること。
- 5 仮設作業室撤去の手順
 - (1) 石綿含有塗材吹付け部分が完全に除去されていることを確認する。
 - (2) 高性能真空掃除機等を用いて清掃を行う。
 - (3) 作業室内に水等を空中散布する。
- 6 外壁改修の方法
フローチャートによる
- 7 石綿含有塗材吹付けの除去方法
 - (1) 仕上材・下地調整材はワグ-工法を使用して除去する。
 - (2) 作業中は湿潤状態を保ち、剥がし取る。
 - (3) 除去した石綿含有塗材吹付けは、湿潤状態で袋詰めを行い処分する。
除去により外壁材の切断面ができる場合: 連続した外壁材の一部を除去する場合は、除去しない外壁の端 (切断面) に飛散防止剤を塗布するなど、残す外壁材からの石綿の飛散を防止する措置をすること。
- 8 産業廃棄物処理
樹脂系塗材
- 9 (1) 非飛散性アスベストとして処分する。
(2) 参考受入先 : 角山開発株式会社
届出等
関連法令に基づき適切に提出する。



仮設足場断面参考図 1/200

仮設作業室参考図